

平成 29 年度 総合評価方式（建設工事）の一部改正について

平成 29 年 10 月

会津若松市総務部契約検査課

1 評価基準日について

評価基準における基準日については、これまで開札予定日としてきましたが、申請書提出後に実績等の追加や変更が生じることのないようにする観点から、入札公告日を基本とします。

改正後	現行
<p>▼評価項目及び評価基準</p> <p>上記工事に関する評価項目及び基準は以下のとおりとし、加算点の最高点は20点とする。</p> <p>なお、評価基準における基準日は<u>入札公告日を基本とするが、年度の実績で評価する項目もあるため、技術評価点申請書等の作成にあたっては、「総合評価方式様式関係記載留意事項」を確認すること。</u></p>	<p>▼評価項目及び評価基準</p> <p>上記工事に関する評価項目及び基準は以下のとおりとし、加算点の最高点は20点とする。</p> <p>なお、評価基準における基準日は<u>開札予定日とする。</u></p>

2 企業の工事成績に関する評価について

企業の技術力（実績、経験等）に関する評価について、新たな技術力を評価する観点から、加点対象とする実績を過去4年以内に限定します。

改正後			現行		
▼評価項目及び評価基準			▼評価項目及び評価基準		
1 企業の技術力(実績、経験等)に関する評価			1 企業の技術力(実績、経験等)に関する評価		
評価項目	評価基準	評価点	評価項目	評価基準	評価点
(1)工事成績	過去4年以内 に会津若松市 発注の同種工 事において、 工事成績が70 点以上の施工 実績がある場 合	0.15点 (有(80 点以上)・ 0.15、有 (70点以 上)・ 0.075、 無・0)	(1)工事成績	平成19年3月 1日以降 に会 津若松市発注 の同種工事に おいて、工事成 績が70点以上 の施工実績が ある場合	0.15点 (有(80 点以上)・ 0.15、有 (70点以 上)・ 0.075、 無・0)
▼様式関係記載留意事項			▼様式関係記載留意事項		
1. 第2号様式（企業の技術力に関する調書）			1. 第2号様式（企業の技術力に関する調書）		
項目	記載留意事項		項目	記載留意事項	
工事成績	1 加点対象は、 過去4年以内 に会津若松市発注の同種工事（中略）において、工事成績評定が70点以上の施工実績が対象となります。 なお、該当がない場合は記載不要です。		工事成績	1 加点対象は、 平成19年3月1日以降 に会津若松市発注の同種工事（中略）において、工事成績評定が70点以上の施工実績が対象となります。 なお、該当がない場合は記載不要です。	

3 企業の優良建設表彰実績に対する評価について

企業の技術力（実績、経験等）に対する評価のうち、優良建設工事表彰に係る企業の実績について、評価する範囲を過去 10 年度以内（当該年度の表彰後は当該年度の表彰実績も加える。）に限定します。

改正後			現行		
▼評価項目及び評価基準 1 企業の技術力(実績、経験等)に関する評価			▼評価項目及び評価基準 1 企業の技術力(実績、経験等)に関する評価		
評価項目	評価基準	評価点	評価項目	評価基準	評価点
(2)優良建設 工事表彰	過去 10 年度 以内に 会津 若松市発注 工事での受 賞実績があ る場合	0.45 点 (有 (過去 5 年度以内の 実績)・0.45 有 (過去 5 年 度より前で 10 年度以内 の実績 0.225、無・ 0)	(2)優良建設 工事表彰	過去におい て 会津若松 市発注工事 での受賞実 績がある場 合	0.45 点 (有 (過去 10 年間の実績)・0.45 有(それ以前 の実績) 0.225、無・ 0)
▼様式関係記載留意事項 1. 第 2 号様式（企業の技術力に関する調書）			▼様式関係記載留意事項 1. 第 2 号様式（企業の技術力に関する調書）		
項目	記載留意事項		項目	記載留意事項	
優良建設工 事表彰	1 加点対象は、 過去 10 年 度以内 の会津若松市の発注 工事 における 優良建設工事 表彰の受賞実績が対象とな ります。		優良建設工 事表彰	1 加点対象は、 過去 に会 津若松市の発注工事 におい て 、優良建設工事表彰の受 賞実績が対象となります。	

4 担い手の育成・確保について（新規）

公共工事の品質確保の促進に関する法律の趣旨を踏まえ、若手技術職員を雇用している事業者を評価します。具体的には、直近の経営事項審査の「若年の技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況」において、加点評価された企業を評価します。

改正後（新規追加）			現行
▼評価項目及び評価基準			
1 企業の技術力(実績、経験等)に関する評価			
評価項目	評価基準	評価点	
(4)若手技術職員（35歳未満）の育成・確保	直近の経営事項審査（若年の技術職員の育成及び確保）の項目において加点されている場合	0.15点 （加点2点・0.15、加点1点・0.075 加点なし・0）	
▼様式関係記載留意事項			
1. 第2号様式（企業の技術力に関する調書）			
項目	記載留意事項		
若手技術職員（35歳未満）の育成・確保	<p>1 加点対象は、基準日の直近の経営規模等評価結果通知書（総合評定値通知書）の「若年の技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況」において加点評価された場合が対象となります。</p> <p>※上記通知書の記載事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・若年技術職員の継続的な育成及び確保「該当」＝技術職員の35歳未満の割合が15パーセント以上 ・新規若年技術職員の育成及び確保「該当」＝35歳未満の新規技術職員の割合が1%以上 <p>2 確認のための書類は、基準日の直近の経営規模等評価結果通知書（総合評定値通知書）の写しとします。</p>		

5 配置予定技術者の施工能力及び工事成績に関する評価について

配置予定技術者の技術力（実績、経験等）に関する評価のうち、施工能力及び工事成績に係る評価基準について、より直近の技術力を評価する観点から過去10年以内に限定する。

改正後			現行		
▼評価項目及び評価基準			▼評価項目及び評価基準		
2 配置予定技術者の技術力（実績・経験等）に関する評価			2 配置予定技術者の技術力（実績・経験等）に関する評価		
評価項目	評価基準	評価点	評価項目	評価基準	評価点
(1) 施工能力	過去10年以内 に請負金額が〇〇円以上の同種工事（元請）において監理技術者、主任技術者又は現場代理人としての実績がある場合。（公共工事に限る）	0.3点 （有（過去5年以内の実績）・ 0.3、 有（過去5年より前での実績）・ 0.15、 無・0）	(1) 施工能力	過去における 請負金額が〇〇円以上の同種工事（元請）において監理技術者、主任技術者又は現場代理人としての実績がある場合。（公共工事に限る）	0.3点 （有（過去10年間の実績）・ 0.3、 有（それ以前の実績）・ 0.15、 無・0）
(2) 工事成績	過去10年以内 に会津若松市発注の同種工事において、工事成績が70点以上の工事経験（監理技術者、主任技術者又は現場代理人としての経験）がある場合。	0.15点 （有（80点以上）・ 0.15、有（70点以上）・ 0.075、 無・0）	(2) 工事成績	平成19年3月1日以降 に会津若松市発注の同種工事において、工事成績が70点以上の工事経験（監理技術者、主任技術者又は現場代理人としての経験）がある場合。	0.15点 （有（80点以上）・ 0.15、有（70点以上）・ 0.075、 無・0）

▼様式関係記載留意事項

2. 第3号様式（配置予定技術者の技術力に関する調書）

項目	記載留意事項
施工能力	<p>1 加対象は、過去10年以内に当該工事と同種工事で（公共工事に限るが、当該工事が建築工事又は建築設備工事の場合は民間工事も含む。）指定された金額以上の施工実績（監理技術者、主任技術者又は現場代理人としての実績）が対象となります。</p> <p>なお、該当がない場合は記載不要です。</p> <p>また、担当技術者等での経験は対象外です。</p>
工事成績	<p>1 加対象は、過去10年以内に会津若松市発注の同種工事において、工事成績評価が70点以上の施工実績（監理技術者、主任技術者又は現場代理人としての実績。特定JVでの実績を含む）が対象となります。</p> <p>なお、該当がない場合は記載不要です。</p> <p>また、担当技術者等での経験は対象外です。</p>

▼様式関係記載留意事項

2. 第3号様式（配置予定技術者の技術力に関する調書）

項目	記載留意事項
施工能力	<p>1 加対象は、過去に当該工事と同種工事で（公共工事に限るが、当該工事が建築工事又は建築設備工事の場合は民間工事も含む。）指定された金額以上の施工実績（監理技術者、主任技術者又は現場代理人としての実績）が対象となります。</p> <p>なお、該当がない場合は記載不要です。</p> <p>また、担当技術者等での経験は対象外です。</p>
工事成績	<p>1 加対象は、平成19年3月1日以降に会津若松市発注の同種工事において、工事成績評価が70点以上の施工実績（監理技術者、主任技術者又は現場代理人としての実績。特定JVでの実績を含む）が対象となります。</p> <p>なお、該当がない場合は記載不要です。</p> <p>また、担当技術者等での経験は対象外です。</p>

6 配置予定技術者の実績における途中変更の取扱いについて

配置予定技術者の施工能力、工事成績、優良工事表彰に関する評価において、従事期間の途中で交代している実績の場合、交代によりわずかな期間配置された技術者の実績が、全工期、配置された技術者と同等に評価されることは不合理であるため、原則加点対象としないこととします。

改正後		現行	
▼様式関係記載留意事項 2. 第3号様式(配置予定技術者の技術力に関する調書)		▼様式関係記載留意事項 2. 第3号様式(配置予定技術者の技術力に関する調書)	
項目	記載留意事項	項目	記載留意事項
施工能力	<p><u>上記に該当する工事において、監理技術者、主任技術者又は現場代理人いずれの実績の場合であっても、途中で変更になった場合は原則として加点対象になりません。</u></p> <p><u>ただし、やむを得ない事由(死亡、病気、退職、出産、育児、介護等)により途中で変更となった場合は、工期の2分の1以上の期間従事した者に限り、実績として加点対象とします。</u></p>	施工能力	(途中交代した場合の記載なし。)
工事成績		工事成績	
優良工事表彰		優良工事表彰	

7 障がい者雇用の実績について

加点の対象となる障がい者雇用について明確にするため、記載留意事項の説明内容を改めます。

改正後		現行	
▼様式関係記載留意事項 3. 第4号様式（企業の地域社会に対する貢献度等に関する調査）		▼様式関係記載留意事項 3. 第4号様式（企業の地域社会に対する貢献度等に関する調査）	
項目	記載留意事項	項目	記載留意事項
障がい者雇用の実績	<p>1 法定雇用義務のある企業の場合</p> <p>(1) 「<u>障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく法定雇用義務が達成されている場合に加点の対象となります。</u></p> <p>(2) <u>確認のための提出書類は、公共職業安定所に提出した直近の障がい者雇用状況報告書の写し（公共職業安定所が確認済のもの）とします。</u></p> <p>2 法定雇用義務のない企業の場合</p> <p>(1) <u>障がい者雇用（雇用保険被保険者に限る）が1名以上ある場合に加点の対象となります。</u></p> <p>(2) <u>確認のための提出書類は、障がい者手帳の写し及び雇用保険被保険者証の写しとします。</u></p>	障がい者雇用の実績	<p>1 加点対象は、法定義務のある企業にあっては、法定雇用率以上の障がい者雇用がある場合、法定義務のない企業にあっては、障がい者雇用がある場合に対象となります。なお、「常時雇用する労働者（雇用保険加入者）」として障がい者雇用がある場合に加点の対象となります。</p>

8 本店等の所在地の配点について

本店等が会津若松市に所在する場合に加点される項目について、配点を見直します。

改正後			現行		
▼評価項目及び評価基準 3 企業の地域社会に対する貢献度等に関する評価			▼評価項目及び評価基準 3 企業の地域社会に対する貢献度等に関する評価		
評価項目	評価基準	評価点	評価項目	評価基準	評価点
(5)本店等の所在地	会津若松市内に本店、支店等が所在する場合、及び本店・支店等の別	0.6点 (有(本店・ 0.6 、有(支店、営業所等)・ 0.3 、無・0)	(5)本店等の所在地	会津若松市内に本店、支店等が所在する場合、及び本店・支店等の別	0.75点 (有(本店・ 0.75 、有(支店、営業所等)・ 0.45 、無・0)

9 ボランティア活動の実績について

加対象となるボランティア活動を明確にするため、評価基準及び記載留意事項を改めます。

改正後			現行		
▼評価項目及び評価基準			▼評価項目及び評価基準		
3 企業の地域社会に対する貢献度等に関する評価			3 企業の地域社会に対する貢献度等に関する評価		
評価項目	評価基準	評価点	評価項目	評価基準	評価点
(6) ボランティア活動	会津若松市の区 域内で過去3年 間以上継続して 地域の防災活動 への取り組みや道 路、河川愛護活 動など企業とし てのボランティ ア活動の実績が ある場合	0.15 点 (有・0.15 無・0)	(6) ボラン ティア活 動	過去3年間継続し て会津若松市内 で、 地域の防災活 動への取り組みや道 路、河川愛護活動 など企業としての ボランティア活動 の実績がある場合	0.15 点 (有・ 0.15 無・ 0)
▼様式関係記載留意事項			▼様式関係記載留意事項		
3. 第4号様式(企業の地域社会に対する貢献度等に関する調書)			3. 第4号様式(企業の地域社会に対する貢献度等に関する調書)		
項目	記載留意事項		項目	記載留意事項	
ボランテ ィア活動	1 過去3年間以上継続し て、会津若松市の区域内で 防災活動への取組や道路・ 河川愛護活動、公共施設の 建築・設備の清掃点検な ど、企業としてのボランテ ィア活動の実績がある場合 は加点されます。 2 過去3年間以上の継続実 施とは、基準日から3年前 の年度の4月1日以降に3 年間以上継続しているボラ ンティア活動の実績をいい ます。(※例示省略)		ボランテ ィア活動	1 基準日より過去3年間 以上継続(1年間に1回以 上活動を行っていた場合 を継続とみなします。)し て、会津若松市内で 防災 活動への取組や道路・河川 愛護活動、公共施設の建 築・設備の清掃点検など、 企業としてのボランティ ア活動の実績がある場合は加 点されます。	

10 次世代育成支援について

福島県次世代育成企業認証制度の改正に伴い、「子育て応援中小企業認証」が平成 29 年 3 月 31 日をもって廃止されたことから、所要の改正を行います。

改正後			現行		
▼評価項目及び評価基準			▼評価項目及び評価基準		
3 企業の地域社会に対する貢献度等に関する評価			3 企業の地域社会に対する貢献度等に関する評価		
評価項目	評価基準	評価点	評価項目	評価基準	評価点
(7)次世代育成支援	福島県次世代育成支援企業認証制度による「働く女性応援」の認証を取得している場合	0.15 点 (有・0.15 無・0)	(7)次世代育成支援	福島県次世代育成支援企業認証制度による「働く女性応援」 又は子育て応援 の認証を取得している場合	0.15 点 (有・0.15 無・0)

11 男女共同参画の推進について

男女がともに働きやすい環境づくりを、より推進する観点から、新たに「会津若松市男女共同参画推進事業者表彰受賞者」について評価いたします。それに伴い、従前の男女共同参画の取組の評価については、受賞者以外の事業者への加点とし、配点をこれまでの1/2とします。

改正後			現行		
▼評価項目及び評価基準			▼評価項目及び評価基準		
3 企業の地域社会に対する貢献度等に関する評価			3 企業の地域社会に対する貢献度等に関する評価		
評価項目	評価基準	評価点	評価項目	評価基準	評価点
(12)男女共同参画の推進	過去に会津若松市男女共同参画推進事業者表彰の受賞実績がある場合。又は上記で得点できない場合で、会津若松市男女共同参画推進条例第6条（事業者の責務）に基づいた男女共同参画推進の取組みがある場合	0.15点 (有(事業者表彰実績)・0.15有(事業者の責務に基づく取組み)・0.075点無・0)	(12)男女共同参画の推進	会津若松市男女共同参画推進条例第6条（事業者の責務）に基づいた男女共同参画推進の取組みがある場合	0.15点 (有・0.15無・0)
▼様式関係記載留意事項			▼様式関係記載留意事項		
3. 第4号様式（企業の地域社会に対する貢献度等に関する調書）			3. 第4号様式（企業の地域社会に対する貢献度等に関する調書）		
項目	記載留意事項		項目	記載留意事項	
男女共同参画の推進	1 加点対象は、会津若松市男女共同参画推進事業者表彰の受賞実績が対象となります。 2 当該表彰に係る確認のための提出書類は不要です。 3 上記で得点できない場合		男女共同参画の推進	会津若松市男女共同参画推進条例第6条（事業者の責務）に基づいた男女共同参画推進の取組みがある場合に対象となります。	

	<p><u>で、会津若松市男女共同参画推進条例第6条（事業者の責務）に基づいた男女共同参画推進の取組みがある場合に対象となります。</u></p> <p><u>4 当該取組みに係る確認のための提出書類は、取組み状況が分かる社則等の写しです。</u></p>	
--	---	--